



2005年度のRPS制度概要

ナットソース・ジャパン株式会社

RPS相当量取引チーム

2006年7月7日に資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室より平成17年度(2005年度)の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」の施行状況¹が公表された。これを基にRPS制度の現状を整理したい。

1. 2005年度について

a. 相当量の需要面

- 調整後の基準利用量 = 実質的な義務量

2005年6月に公表された電気事業者に対する調整後基準利用量(実質の義務量)は合計で3,830,494,000kWh(2004年度比+6.4%)であった。

表1 2005年度の調整後基準利用量

電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	
一般電気事業者	北海道電力	277,767,000	特定電気事業者	ダイヤモンドパワー	951,000	
	東北電力	433,042,000		新日本製鐵	721,000	
	東京電力	1,146,962,000		株式会社エネット	26,791,000	
	中部電力	417,986,000		イーレックス	724,000	
	北陸電力	102,122,000		大王製紙	544,000	
	関西電力	695,452,000		サミットエナジー	423,000	
	中国電力	191,861,000		サニックス	0	
	四国電力	73,469,000		丸紅	169,000	
	九州電力	449,113,000		ジーティーエフ研究所	248,000	
	沖縄電力	10,789,000		新日本石油	61,000	
		住友共同電力	0	特定規模電気事業者	大阪瓦斯	0
		JFEスチール	3,000		エネサーブ	536,000
					ファーストエスコ	0
					太陽光発電設備	0
					光発電・グリーン電力販売機構	0
					スペクトルパワーデザイン	0
					松下電器産業	0
					王子製紙	14,000
					出光興産	578,000
					極東エレテック	0
				三洋通信エンジニアリング	0	
				エネソル	0	
				合計	3,830,494,000	

(エネ庁RPS室HP資料より)

¹ http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/pdf/rps_H17.pdf 参照

b. 相当量の供給面

・ 設備認定

2006年3月31日現在、8,091,147kW（2005年4月1日比+18.0%）/266,915件（同+34.1%）の発電設備がRPS対象電源として設備認定された。バイオマス熱量比率²で評価した設備容量はバイオマス発電のみで1,513,478kW（同+12.7%）であり、全体では同評価上では3,751,883kW（同+18.2%）となる。

・ 供給総量

2005年度のRPS法対象の電気（新エネルギー等電気）は、5,576,235,408kWh（2004年度比+13.6%、2005年度義務量比145.6%、1,745,741,408kWhの供給超過）が発電され、系統を通じて供給された。前年のバンキングされた相当量2,062,920,000kWhと合計すると、7,639,155,408kWh（2005年度義務量比199.4%）が2005年度の義務履行に対し有効な新エネルギー等電気または相当量であった。

・ 新エネ等電気相当量としての記録

供給された新エネルギー等電気の内、4,207,113,000kWh（2004年度比+45.0%）が新エネルギー等電気相当量として記録された。前年度のバンキングされた相当量2,062,920,000kWhと合計すると、6,270,033,000kWhの相当量が口座に記録されていたことになる。

表 2 供給面

発電形態	設備認定件数	認定設備容量	今年度新エネルギー等電気供給総量	構成比率	今年度新エネルギー等電気相当量記録量	構成比率
	(件)	(kWh)	(kWh)	(%)	(kWh)	(%)
風力発電	287	1,074,900	1,909,515,109	34.24%	1,750,240,000	41.60%
太陽光発電	265,963	988,000	458,181,113	8.22%	17,840,000	0.42%
バイオマス発電 (バイオマス熱量評価)	266	5,852,742 1,513,478	2,501,656,794	44.86%	2,015,813,000	47.91%
中小水力発電	375	169,736	697,062,678	12.50%	421,550,000	10.02%
地熱	1	2,000	7,946,604	0.14%	0	0.00%
複合型	23	3,769	1,873,110	0.03%	1,670,000	0.04%
合計 (バイオマス熱量評価)	266,915	8,091,147 3,751,883	5,576,235,408	100.00%	4,207,113,000	100.00%

（エネ庁RPS室HP資料よりナットソース・ジャパン作成）

c. 義務履行とポローイング

2005年度の義務履行対象38社全てが義務履行を達成した。2005年度にはポローイングは行われなかった。

d. バンキング

2005年度の新エネルギー等電気相当量の内、3,781,167,000kWh（2004年度比+83.3%）はバンキングされた。2004年度に2,062,952,000kWhはバンキングされており、これは2005年度の義務履行に使用されたと考えられるため、差し引き1,718,215,000kWh（同+34.6%）が2005年度の純粋な余剰であった³。2005年度のバンキングの内訳は電気事業者が17社で3,440,162,000kWh、発電事業者が12社で341,005,000kWhである。

なお、2005年度の純粋な余剰量が、供給総量と調整後基準利用量の差（1,745,741,408kWh）と異なっているのは、失効した相当量がないならば太陽光発電の設備認定にかかる正当な理由⁴によるものと考えられる。

² 公表資料から逆算すると2005年度実績25.9%（2004年度は26.7%）となる。

³ 全ての相当量が失効していないという前提。

⁴ 設定された義務量を減少できる正当な理由の一つとして「住宅用等太陽光発電等」という項目があり、「最大出力の合計値が

e. 取引

2004年度義務履行届出日(2006年6月1日)までに行われた取引は92件(2003年度比2.79倍)で、総量は157,513,000kWh(2003年度比8.02倍)であった。取引の内訳は、2004年度発行の相当量が634,694,000kWh、2005年度発行の相当量が439,169,000kWhであった

2. 2006年度について

2006年6月には2006年度の調整後基準利用量が公表されており、合計で4,442,611,000kWh(2005年度比+16.0%)となっている。伸び率の増加は、2005年度の電気の販売量の増加による増加分よりは、2006年度下半期から反映される経過措置の見直し(経過調整率の変更)による影響が大きい。

表 3 2006年度の調整後基準利用量

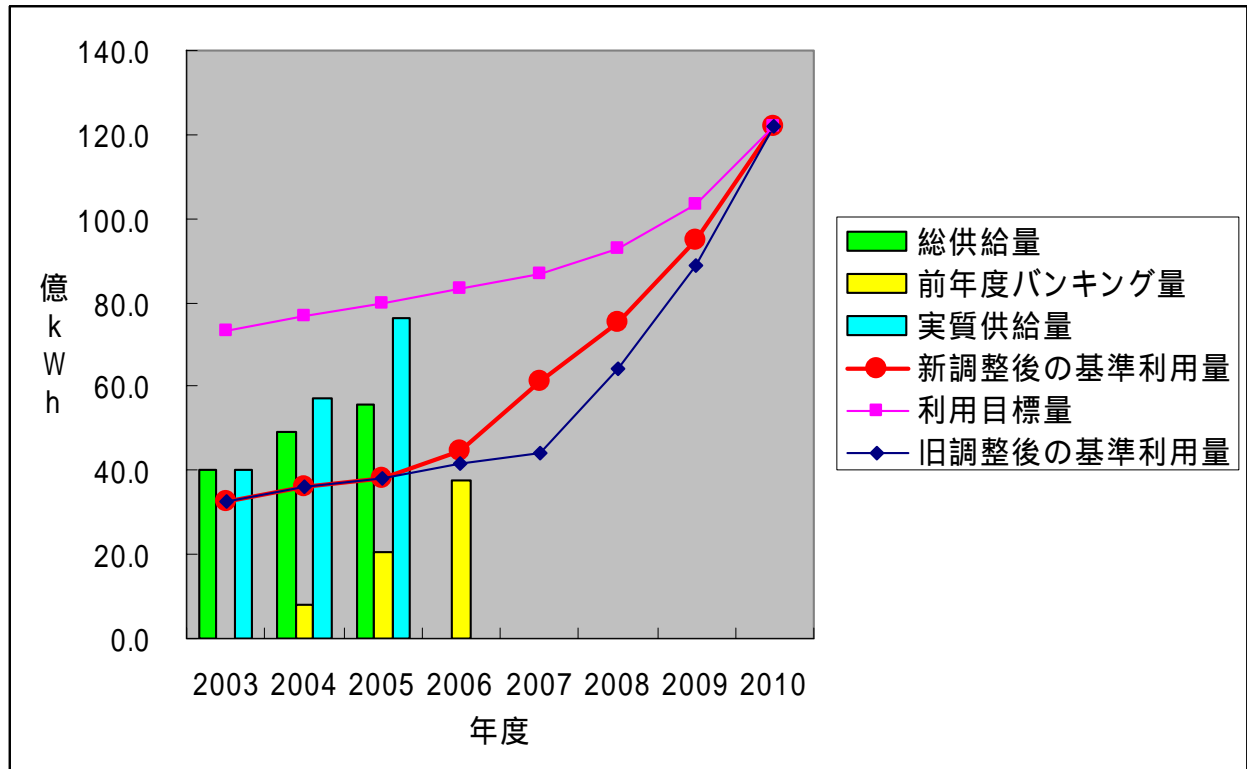
電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	電気事業者名	調整後基準利用量 (kWh)	
一般電気事業者	北海道電力	286,750,000	特定電気事業者	ダイヤモンドパワー	2,689,000	
	東北電力	482,765,000		新日本製鐵	2,911,000	
	東京電力	1,333,584,000		株式会社エネット	39,003,000	
	中部電力	520,939,000		イーレックス	1,745,000	
	北陸電力	124,170,000		大王製紙	625,000	
	関西電力	785,556,000		サミットエナジー	1,570,000	
	中国電力	237,409,000		サニックス	0	
	四国電力	96,487,000		丸紅	617,000	
	九州電力	502,710,000		ジーティーエフ研究所	1,086,000	
	沖縄電力	17,410,000		新日本石油	382,000	
		住友共同電力	2,000	特定規模電気事業者	大阪瓦斯	0
		JFEスチール	330,000		エネサーブ	1,308,000
					ファーストエスコ	64,000
					太陽光発電設備	0
					光発電・グリーン電力販売機構	0
					スペクトルパワーデザイン	0
					松下電器産業	1,088,000
					王子製紙	276,000
					出光興産	755,000
					極東エレテック	0
				グ	0	
				エネソル	0	
				ダイド-システム	0	
				合計	4,442,611,000	

(エネ庁 RPS 室 HP 資料より)

10kW以下の太陽光発電又は風力発電(事業目的を有しないもの)の発電設備を有する発電事業者であって、一般電気事業者と電灯契約及び販売電力量料金単価で余剰電力を購入する契約を締結している者のうち、当該一般電気事業者が、少なくとも、法の全面施行日までに1回、法全面施行後毎年度、契約更新期日の7ヶ月から1ヶ月前に1回、はがき等の送付又は営業担当者の往訪等により、法第9条の新エネルギー等発電設備認定申請に係る代行の同意取り付け努力を行ってもなお、当該新エネルギー等発電事業者の同意を得られるに至っていない新エネルギー等発電事業者(当該新エネルギー等発電事業者が法第9条の認定の申請を行っている場合を除く)がある場合、当該一般電気事業者が、当該発電事業者から購入している新エネルギー等電気の量については、正当な理由があるものとみなされ、勧告対象外となります。この量は、翌年度の義務量には追加されません。」(エネ庁 RPS 室 HP より転載)と規定されている。

ただ、2006年度の義務量に対し先述の2005年度のバンキング量は全体で85.1%、電気事業者分だけでも77.4%である。つまり、2006年度の義務に対し8割以上が2005年度にバンキングされた相当量で賄うことが出来る。仮に経過措置の見直しが行なわれなかった場合には、バンキングされた相当量による義務履行の比率は、現実の数値よりももっと高くなっていたと思われる。

図1 RPSの数値情報



(エネ庁RPS室HP資料等よりナットソース・ジャパン作成)

3. まとめ

RPS制度の需給は単年度で見ると引き続き供給超過である。しかし、今年度より経過措置の改訂が行なわれたこともあり、2009年度や2010年度の単年度での需給は今までより引き締まった状況になる事が予想される。

すでに多くの事業者は、制度上認められているバンキング/ボローイングなどの柔軟性措置を活用して、「単年度」でなく義務量が設定された「期間」を考慮した対応を実施している。今年度中に策定されるであろう2011~14年度の義務量の設定にあたっては、円滑な制度運営ができるように、単年度の義務量だけでなく電気事業者の行動を考慮した複数年度の期間の需給に視点をのこした議論を期待したい。

以上